

青森県報

第四千五百十四号

平成三十年
十月十二日
(金曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(健康福祉課) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………(保健衛生課) ……二
- 喀痰吸引等業務の登録……………(高齢福祉課) ……二
- 特定行為業務の登録……………(同) ……二
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出……………(建築住宅課) ……三
- 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(会計管理課) ……四
- 公安委員会
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計課) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……五

収用委員会

- 公示による通知……………(監理課) ……五
- 右 同……………(同) ……六

告 示

青森県告示第六百九十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 日 月 年
変更前	スマイル薬局五所川原二商店	五所川原市字一ツ谷五〇七の六	平成 三〇・八・一〇
変更後	共創未来五所川原二号薬局		

青森県告示第六百九十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	所在地	年月日
共創未来五所川原二一五所川原市字一ツ谷五〇七の六	店 スマイル薬局五所川原二一五所川原市字一ツ谷五〇七の六	名 称	地	平成 三〇・八・二〇

青森県告示第六百九十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

平成三十年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	名称	所在地	担当する診療科名	変更年月日
定難病指 花田 勇	定難病指 花田 勇	の区分	氏 名	名 称 所 在 地	主として指定難病の診断を行う医療機関	平成 三〇・四・一
つがる西北 五広域連合 病つがる総合 院	つがる西北 五広域連合 病つがる総合 院	院	学部附属病 弘前大学医 五三	弘前市大字本町	小児科	
木町一二の三	五所川原市字岩					

青森県告示第六百九十五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第

一号の規定により公示する。

平成三十年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇三二五〇〇 〇八六	平成 三〇・二〇・二	社会福祉 会法人七峰社	弘前市大 白銀の 八丁目一	山郷館デ イサービ ス黒石	黒石市八 甲四の一	平成 三〇・二	障害者支 援施設
〇三二五〇〇 〇八七	〃	社会福祉 会法人七峰社	弘前市大 白銀の 八丁目一	山郷館デ イサービ ス黒石	黒石市大 工の二	〃	生活介護

青森県告示第六百九十六号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇三二〇〇一 三九	平成 三〇・二〇・二	社会福祉 会法人七峰社	弘前市大 白銀の 八丁目一	障害者支 援施設山 郷館くろ いし	黒石市八 甲四の一	平成 三〇・二	障害者支 援施設
〇三二〇〇一 三四	〃	社会福祉 会法人七峰社	弘前市大 白銀の 八丁目一	山郷館デ イサービ ス黒石	黒石市大 工の二	〃	生活介護

青森県告示第六百九十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三十年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

十和田市大字奥瀬字北向一七五の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百九十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三十年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡田子町大字相米字太田平一〇の一、一一六の二、一二四の一、一二四の

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び田子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、次のとおり同法第十八条の二第一項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第七十七条の三十五の八第四項の規定により公示する。

平成三十年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更新前	区分	名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日
株式会社 グッド・ アイズ建 築検査機 構			東京都新宿区百人 町二丁目一六の一 五	(新宿本店) 東京都新宿 区百人町二丁目一六の一 五 (横浜事務所) 神奈川県 横浜市南区尾上町四丁目 五七 (郡山事務所) 福島県郡 山市喜久田町字松ヶ作一 六一 (仙台事務所) 宮城県仙	平成三十年 十月一日

変更後	
	台市青葉区中央二丁目二の二〇 (新宿本店) 東京都新宿区百人町二丁目一六の一 (横浜事務所) 神奈川県横浜市中央区尾上町四丁目五七 (郡山事務所) 福島県郡山市喜久田町字松ヶ作一六の一四一 (群馬事務所) 群馬県沼田市白沢町上古語父字天神甲九三八

青森県告示第七百号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成三十年十月一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成三十年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
五所川原市字籬田一四五の八
野村 貞子

公安委員会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年十月十二日

青森県警察本部長 重 松 弘 教

一 物品等の名称及び数量
電子計算機等（遺失物管理システム機器等） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法
一般競争入札

四 落札者を決定した日
平成三十年九月十日

五 落札者の名称及び住所
株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 落札金額
五百九十六万六千六百円

七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

したものである。

八 入札の公告を行った日
平成三十年七月三十日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年十月十二日

青森県警察本部長 重 松 弘 教

一 物品等の名称及び数量
交通物件事故管理システム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十年九月十日

五 落札者の名称及び住所

富士通リース株式会社

東京都千代田区神田練堀町三

六 落札金額

百二十九万五千二十八円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成三十年七月三十日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年十月十二日

青森県警察本部長 重 松 弘 教

一 物品等の名称及び数量

電子計算機等（青森県警察県内WAN端末等） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十年九月十九日

五 落札者の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 落札金額

三百十九万四千四百円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成三十年八月八日

収 用 委 員 会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によりことができなないので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成三十年十月十二日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 通知すべき書類の名称

審理の開始について（通知）

二 通知を受けるべき者

別表のとおり

三 通知すべき書類の保管場所

青森県県土整備部監理課内

四 その他

一の書類は、平成三十年十月二十六日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

別表

氏 名	住 所
不明 ただし、登記記録の権利者 北村辰雄又はその相続人	登記記録の住所 青森県むつ市金曲二丁目 14番11号

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることのできないので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成三十年十月十二日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 通知すべき書類の名称

審理の開始について（通知）

二 通知を受けるべき者

別表のとおり

三 通知すべき書類の保管場所

青森県県土整備部監理課内

四 その他

一の書類は、平成三十年十月二十六日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

別表

氏 名	住 所
不明 ただし、登記記録の権利者 豊田久子又はその相続人	登記記録の住所 静岡県浜松市西山町11 28番地
不明 ただし、登記記録の権利者 豊田宗重又はその相続人	登記記録の住所 静岡県浜松市西山町22 46番地
不明 ただし、登記記録の権利者 彦坂雄志郎又はその相続人	登記記録の住所 愛知県津島市瑠璃小路町 二丁目131番地1
不明 ただし、登記記録の権利者 鈴木光郎又はその相続人	登記記録の住所 横浜市緑区桂田町416 1番地2

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭